

確定申告のお知らせ

2/17月 ▶ 3/17月

所得税の確定申告について、申告相談の日程を下記のとおりお知らせします。
なお、収入の種類によって相談日が異なりますので、ご注意ください。

香椎税務署
職員受付

営業・不動産等で 収支内訳書を添付して 申告をされる方

【宇美町】

日程 2月20日(木)・2月21日(金)
会場 宇美町役場2階大会議室

【志免町】

日程 2月27日(木)・2月28日(金)
会場 志免町役場2階第2会議室

【須恵町】

日程 2月24日(月)、2月25日(火)
会場 須恵町役場横保健センター1階

受付時間(各会場共通)
9時30分～11時、13時～15時

※不動産等を売買した場合の譲渡所得及び贈与税の相談は
各役場ではできませんので、香椎税務署をお願いします。

宇美町
職員受付

年金や給与等の 申告をされる方

日程 2月17日(月)～3月17日(月)

※原則、土日祝日を除きますが、3月2日の第1日曜日に限って申告受付をします。

時間 9時～11時、13時～15時
会場 宇美町役場2階大会議室

※収入の種類が営業・不動産等の方は宇美町職員では受付できませんので、香椎
税務署職員来庁日(2月20日・2月21日)または香椎税務署で申告してください。
※なお、確定申告の宇美町での受付日程表等については、税務課窓口にて配布し
ていますので、ご利用ください。

次の方は原則として所得税の確定申告が必要です

- ①2ヵ所以上の支払者から給与等を受けている方
- ②平成25年の途中で退職して年末調整が終わっていない方
- ③個人年金を受け取った方
- ④生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金を受け取った方

※確定申告で不明な点がありましたら税務署などの相談会場で記載方法などの
アドバイスを行っておりますので、申告に必要な書類を準備して相談してください。

申告に必要なもの

所得を証明するもの

- ◎源泉徴収票や支払調書
- ◎給与や年金以外の方は、帳簿や経費を証明する書類、
領収書、減価償却の計算書など

その他

- ◎印鑑
 - ◎所得税還付申告の方は、本人名義の口座番号等の控え
- ※申告書が送付されて来た方は、申告会場にご持参ください。

控除を証明するもの

- ◎生命保険料及び地震保険料等の控除証明書
- ◎社会保険料控除証明書又は領収書
- ◎医療費控除を受ける方はその額を証明する領収書など
- ◎住宅借入金等の特別控除を受ける方は年末残高証明書
等必要書類
- ◎障害者控除を受ける方は障害者手帳または障害者控除
対象者認定書

税務署からの案内 休日開庁ロイヤル

税務署では閉庁日(土、日、祝日)は通常、相談及び申告書の受付は行っておりませんが、確定申告期間中は、福岡市内の税務署(福岡署・博多署・西福岡署・香椎署)においては平日以外にも2月23日、3月2日の日曜日に限り確定申告の相談・申告書の受付を行います。

※例年、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことや受付の制限をすることがありますので、ご了承ください。

また3月に入りますと税務署などの窓口はさらに混み合います。早めの申告書提出の準備をお願いします。

なお郵送での申告もできますので香椎税務署へ直接ご郵送ください。
●提出及び問い合わせ
〒813-0868-1
福岡市東区千早6丁目2番1号
香椎税務署個人課税第一部門
☎6111031



e-TAX (国税電子申告・納税システム) を利用しましょう!

e-TAXとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンライン)で取得できます(インターネット)で国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-TAXを利用して自宅から税務署に送信できます。また、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できます。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

税務署から書類の提出または提示を求められることがありませんので、確定申告期限から3年間は保管をお願いします。

その他詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



住民税(町県民税)の申告 について

給与や公的年金以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告を要しない場合でも、住民税の申告は必要です。

所得のない方は申告の必要はありませんが、国民健康保険に加入している方や非課税証明書が必要な方は、住民税の申告をしてください。

- 問い合わせ
税務課 町民税係
☎934-2242

個人住民税の金額が 変わります

東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、地方公共団体の防災費用を確保するため、個人住民税均等割の金額が変更になります。

- ◎ 県民税
年額1500円→2000円
- ◎ 町民税
年額3000円→3500円
- ◎ 変更の期間
平成26年度～平成35年度
- 問い合わせ
福岡県税務課
福岡県税務課
☎643-3064

- ☎934-2242
税務課

介護保険制度で申告時に 添付できる資料について

医療費控除添付資料に 係るおむつ使用証明書 について

おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降である方は、介護保険要介護認定に係る主治医意見書とともに、健康福祉課で発行する「おむつ使用証明書」により、医療費控除を受けることができます。場合によっては、窓口でご相談ください。なお、申請の際には印鑑が必要です。

要介護認定による障害 者控除対象者認定書に ついて

本人、控除対象配偶者または扶養親族が、次の①または②に該当する場合は、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を添付することで、障害者控除を受けることができます。証明書が必要な方は印鑑をご持参のうえお越しください。

- ①65歳以上で平成25年12月31日現在、介護保険の要介護1～5の認定を受けている方
- ②65歳以上で平成25年12月31日現在、引き続き6ヶ月以上臥床し、

介護保険納付証明書 による社会保険料控除 について

食事、排便等の日常生活に支障のある寝たきりの方
※障害者手帳等をお持ちの方は、手帳等の提示により、控除を受けることができます。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までに支払われた介護保険料については、納付書でお支払いの方は保険料領収書、口座振替の方は口座振替納付済通知書(平成26年1月末発送予定)、特別徴収の方は年金保険者からの源泉徴収票等を添付して社会保険料控除を受けることができます。その他にも、健康福祉課で発行する「納付証明書」でも控除を受けることができますので、必要な方は身分証明書をご持参のうえお越しください。なお、本人及び同居の親族以外の方が来庁する場合は委任状が必要です。
※各証明書発行には数日かかる場合があります。

- 問い合わせ
健康福祉課介護高齢者支援係
☎934-2243(直通)